

特定母樹指定のための検討会の概要について

1. 日時及び場所

平成27年2月24日（火） 13:30～16:00
農林水産省 本館7階 林政部会議室

2. 出席者

委員：飯塚委員、白石委員、高田委員、宮田委員
事務局：林野庁研究指導課
オブザーバー：独立行政法人森林総合研究所林木育種センター（議題2のみ）

3. 議題

- (1) 特定母樹選定について
- (2) 特定母樹指定のための基準及び募集方法について

4. 概要

(1) 特定母樹選定について

申請された特定母樹候補について、審議の結果、応募基準を満たすと承認されました。

なお、公表データについて、委員から次のような意見が出ました。

○現基準は、第二世代精英樹からの申請が主となることを想定して、成長量データを10～20年次としているのが、若齢の成長量データは、環境要因に左右されることがあるため、より年次の高いデータがある場合は、それを公表すべきである。今回、参考データとして30年次データの提出があったものについては、それを公表データとして使用すべきである。

(2) 特定母樹指定のための基準及び募集方法について

特定母樹の応募要領の変更案について、審議の結果、主に以下のとおり変更することが承認されました。

○特定母樹の選定は、外部専門家で構成される検討会の意見を聴いた上で、選定を行ってきたが、審査に必要な知見が蓄積されたことに伴い、審査の迅速化や委員の負担軽減等の観点から、これまでの検討会での指摘等を踏まえて応募基準や申請様式を整理し、今後は主として研究指導課において審査及び選定の事務を行い、新たな知見が求められる場合に外部専門家から意見聴取を行い判断することとする。

○特定母樹の選定は、応募状況を勘案し不定期に行われてきたが、審査日程（8月、11月、2月頃）を示した上で行うこととする。

なお、委員等から主に次のような意見が出ました。

○成長量の対照個体の選抜について、検定林の場合の記載は例示扱いとわかるような書きぶりとし、一般的にわかりやすくした方がよい。また、最新のより高齢時の成長量データで申請できるように、20年次までという部分は削除する。

○雄花着花性のジベレリン処理による調査について、成木と苗木で相関傾向があるため、2～3年次の若齢での調査データは、概ね半分以下という基準を満たすかの判断はできるものの、個々の指数データの信頼性までは担保できない。誤解を招かないよう、個々の指数データは公表しないこととし、データの信頼性という観点から、主たる申請者である林木育種センターには、これまでの議論を踏まえ、なるべく高齢、5年生以上での調査、若齢の場合は複数年調査を要請すべきである。

○公表データは利用側の視点で、わかりやすく誤解のないように作成してほしい（有効桁数を合わせる、剛性の単位表示を見やすくする、見出しや脚注の表現の適正化等）。